

地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業のうち地域材利用促進のうち合法木材の普及・利用促進の概要

1 趣 旨：

森林・林業基本計画に掲げる平成32年の木材自給率50%以上という目標の実現を目指し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するためには、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を構築するとともに、地域材利用を促進し実需を拡大させる必要があります。

このため、木材の信頼性の向上など地域材の需要拡大に資する以下の取組を行います。

2 事業概要：

合法木材の普及・利用促進のため、以下の事業を実施します。

- ① 有識者による検討委員会を設置します。
- ② 「合法木材」の利用促進及びその証明制度の普及のため、民間企業・一般消費者等を対象にしたセミナーの開催、展示会等への出展、「合法木材」に関する情報窓口を設置して情報を提供します。
- ③ 「合法木材」の証明に係る信頼性向上のため、認定団体や認定事業者を対象にした研修等を行います。

「認定団体」とは、平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を制定し、合法木材の証明を行う事業者を認定する手続きを定め、公表した森林・林業・木材産業関係団体のことです。また、「認定事業者」とは、認定団体の認定を得て「合法木材」の証明を行う森林・林業・木材産業関係事業者のことです。

- ④ 我が国の主な輸入木材製品の生産地と製品毎の原木の供給先や合法性証明の有無等を調査します。
- ⑤ 取組の成果について報告書を作成します。

【定 額】

3 事業種目と実施内容等：

事業種目	合法木材の普及・利用促進		
実施種目	実 施 内 容	補 助 対 象 経 費	助 成 額
i 合法木材の普及・利用促進	事業実施主体は、 ① 有識者による検討委員会を設置します。 ② 「合法木材」の利用促進及びその証明制度	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金	定額 (経費の目安は35,513)

<p>の普及のため、以下を実施します。</p> <p>(ア) 民間企業、一般消費者等を対象にしたセミナーの開催</p> <p>(イ) 展示会等への出展</p> <p>(ウ) 「合法木材」に関する情報窓口を設置して情報を提供</p> <p>③ 「合法木材」の証明に係る信頼性向上のため、認定団体・認定事業者を対象にした研修会等を開催します。</p> <p>④ 我が国の主な輸入木材製品の生産地と製品毎の原木の供給先や合法性証明の有無等を調査します。</p> <p>⑤ 取組の成果について報告書を作成します。</p>	<p>エ 旅費</p> <p>オ 需用費</p> <p>カ 役務費</p> <p>キ 使用量及び賃借料</p> <p>ク 委託料</p>	<p>千円)</p>
--	--	------------